

令和8年度以降の大分県森林環境税について（案）

◆概 要

- ・平成17年3月「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例」を制定し、平成18年度から、5年を1期とする「大分県森林環境税」を導入
〔目的〕 森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策に要する経費の財源を確保すること
〔税率（年額）〕 個人：500円 法人：法人県民税の均等割額の5%（1,000円～40,000円）
- ・導入から20年目を迎え、大分県森林づくり委員会（学識経験者、林業関係者ら16名で構成）において、第4期（令和3年度～令和7年度）の成果検証と今後の大分県森林環境税のあり方についての検討が行われ「第4期大分県森林環境税報告書」として取りまとめられた

◆第4期大分県森林環境税報告書の内容

- ・毎年安定した額の税収（単年度 約3億4千万円）があり、使途事業に計画的に取り組める財源となっている
 - ・「県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり」「森林資源の循環利用による地域活性化」「森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組」の3つの施策を柱として、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成するための事業が幅広く展開されている
 - ・県民アンケートの結果、大分県森林環境税の認知度は低かったものの、継続については約8割が賛成であり、税の使途として「災害に強い森林づくり」「荒廃森林の整備」等への高い関心も寄せられた
 - ・近年激甚化する自然災害や山村地域の過疎化による経営放棄林の増加、地球温暖化等の様々な環境・社会問題が生じており、森林の公益的機能を発揮するため、森林整備による災害対策や再造林、竹林整備、鳥獣害対策、森林・林業教育による担い手育成等の取組を、今後も継続する必要がある
- ◎大分県森林環境税を継続し、今後も大分県の森林環境の保全に係る課題解決に向けた取り組みに活用していくことが望ましい

◆令和8年度以降の大分県森林環境税のあり方

- 大分県の森林・林業を取り巻く課題の解決に向けて引き続き取り組むため、現行制度のまま大分県森林環境税の適用期間を5年間延長する
- 国の森林環境税と名称が同じことによる混同を防ぐため、「大分県森林環境税」の名称を検討する必要がある
- 第5期（令和8～12年度）は「みんなで育み次代へつなぐ おおいたの森づくり」を大テーマとして以下の3つを柱とした施策に取り組む

I 安全・安心な暮らしと豊かな自然を守る森づくり ⇒自然災害等から県民の暮らしを守る森づくりや野生鳥獣との共生のための取組等を推進する

- ① 身近な暮らしを守る森づくり（林地崩壊を防止する森林整備、生活インフラ付近の危険木の伐採）
- ② 鳥獣被害対策の推進（シカ等による被害対策推進）
- ③ 森・川・海の豊かな自然を守る取組の推進（森から海に至る流域全体の保全につながる取組推進）

II 森林資源を活かし、持続可能で元気な森づくり ⇒伐採適期を迎えた森林資源の利活用と資源循環による持続可能な森づくりを推進する

- ① 健全な人工林資源の循環と森林の二酸化炭素吸収量の向上（早生樹等による再造林推進、花粉発生源対策、カーボンニュートラルの取組推進）
- ② 森林資源の利活用推進（竹材の利活用推進、県公共施設等の木造化推進）

III みんなで育む森を、未来につなぐ人づくり ⇒次世代を担う子どもに森林の大切さを伝え、全ての県民で森づくりを支える意識の醸成を図る

- ① 森に学ぶ森林・林業教育の推進（森林・林業教育推進）
- ② みんなで森づくりに関わる意識の醸成（森林ボランティア等の森づくり活動支援）
- ③ 森に親しみ、理解を広げる情報発信（大分県森林環境税の取組等の情報発信・ネットワーク構築）